令和5年2月16日 三木町要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三木町地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)が行う活動を支援し、もって町内への定住及び町の活性化を図るため、隊員に対し地域おこし協力隊支援事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することについて、三木町補助金等交付規程(平成元年三木町規則第1号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、三木町地域おこし協力隊設置要綱(令和5年三木町告示第22号。以下「設置要綱」という。)第4条の規定により委嘱された隊員とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、隊員が行った設置要綱第3条各号に掲げる活動(同要綱第6条第1項に規定する任用期間又は同要綱第12条第1項に規定する委託期間(以下「任用期間等」という。)中に行ったものに限る。)とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、その限度額は、別表に掲げる額とする。
- 3 前項の補助金の額の合計額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとし、その額は、年額 200 万円(補助対象経費のうち町が負担するものがあるときは、この額から町の負担額を除いた額)を上限とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、隊員の年度内の任用期間等が1年に満たない場合の補助金の額の合計額は、同項の規定による限度額を12で除した額に任用期間等の月数を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)を上限とする。
- 5 原則として、推進要綱に基づく町の取組に対する財政措置がなされる範囲内で、町長が別に定める ものとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助対象者は、補助金の交付申請をしようとするとき、地域おこし協力隊活動支援事業補助金 交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて行わなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第6条 町長は、補助対象者から交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、 地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 2 交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。
 - (1) 規程、設置要綱及びこの要綱(次号において「交付規程等」という。)の規定に従うこと。
 - (2) 補助金の額は、第8条第1項に規定する実績報告書その他関係書類を交付規程等に基づき審査した上で確定させるものとすること。
 - (3) その他町長が必要と認める条件

(申請内容の変更)

- 第7条 前条の規定による決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更しようとするときは、地域おこし協力隊活動支援事業補助金変更申請書(様式第3号)に関係書類を添えて行わなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- 2 町長は、前項の申請を承認することが適当と認めたときは、地域おこし協力隊活動支援事業補助金 変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 交付決定者は、地域おこし協力隊活動支援事業補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けた年度の3月末日までとする。

(補助金の額の確定)

- 第9条 町長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けたときは、当該報告書の内容を審査する とともに、必要に応じて現地調査等(以下「審査等」という。)を行うものとする。
- 2 町長は、審査等により補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、 交付すべき補助金の額を確定し、地域おこし協力隊活動支援事業補助金の額の確定通知書(様式第6 号)により通知するものとする。
- 3 前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が次条2項の規定により交付されているときは、補助対象者は既に交付されている補助金と額が確定された補助金の 差額を返還するものとする。

(交付の請求)

- 第10条 第9条第2項に規定する通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、 地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。 (概算払の請求)
- 第 11 条 交付決定者は、事業の遂行上必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の範囲内において、概算払により請求することができる。
- 2 前項の規定により概算払を請求しようとするときは、地域おこし協力隊活動支援事業補助金概算払 請求書(様式第8号)を当該各号に定める期限までに町長に提出しなければならない。
 - (1) 4月から6月までの補助金 当該期間の属する年度の4月末日まで
 - (2) 7月から9月までの補助金 当該期間の属する年度の7月末日まで
 - (3) 10 月から 12 月までの補助金 当該期間の属する年度の 10 月末日まで
 - (4) 1月から3月までの補助金 当該期間の属する年度の1月末日まで

(交付決定の取消し等)

- 第 12 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の 全部または一部を取り消すことができる。
 - (1) 三木町地域おこし協力隊の委嘱を取り消されたとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 設置要綱又はこの告示に基づく町長の指示に違反したとき。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当と認める事実があったとき。
- 2 町長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

- 3 前項の規定により通知を受けた者は、町長から交付された補助金の返還を要求されたときは、指定 の日までにこれを返還しなければならない。
- 4 補助金の交付の決定の取消し又は補助金の返還により補助金の交付の決定を受けた者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。

別表(第4条関係)

別衣(男4余関係)	在奴弗		備考
補助対			
1 住宅(隊員自らが	賃借料(敷金、礼金、管	月額50,000円	月の途中で、補助対象
契約者となって賃貸借	理費、共益費、駐車場使		者の要件に該当しなく
契約を締結したものに	用料等直接住宅の賃借		なった場合又は補助対
限る。)に係る費用	料と認められない経費		象者の要件を満たした
	を除く。)		場合の補助対象経費及
			び限度額は、その月の
			補助対象者であった日
			数を基礎として日割り
			により計算するものと
			する。
	初期費用(敷金、礼金及	年額100,000円	補助対象者1人につき
	び仲介手数料をいう。)		1回限りの交付とす
			る。
	火災保険料	年額10,000円	
2 地域おこし活動に	自動車、作業道具等の		備品を購入した場合、
必要な費用	燃料費		備品の所有は町とす
	消耗品費、備品購入費		る。
	等		
	旅費その他隊員の移		
	動、滞在に要する経費		
	(職員の旅費に関する		
	条例(昭和 29 年三木町		
	条例第 10 号)の規定の		
	例により算出するもの		
	とする。)		
	地域おこし活動に必要		
	な知識等の習得及び隊		
	員の能力の向上等を目		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

		的とする研修等の受講
		に要する負担金
		情報発信に要する通信
		運搬費
		活動期間中における傷
		害保険及び賠償保険に
		関する保険料
3	その他町長が必要と	認める経費

- 注 次の各号に掲げる経費については、補助対象経費から除くものとする。
- (1) 隊員個人の日常生活を営むための経費及び関係団体の経常的な運営に関する経費
- (2) 光熱水費
- (3) 飲食費(会議等に係る飲み物代は除く。)
- (4) 慶弔費及び積立金
- (5) 領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費
- (6) 社会通念上適切でない経費、コスト削減の観点から補助の対象にしないことが望ましい経費 その他町長が事業に直接関係ないと認める経費

年 月 日

三木町長 殿

申請者 住所 氏名

地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付申請書

年度地域おこし協力隊活動支援事業補助金の交付を受けたいので、三木町地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類 別添のとおり

様

三木町長 印

地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度地域おこし協力隊活動支援事業補助金については、次のとおり決定したので、三木町地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 三木町補助金等交付規程、三木町地域おこし協力隊設置要綱及び三木町地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱(次号において「交付規程等」という。)の規定に従うこと。
- (2) 補助金の額は、実績報告書その他関係書類を交付規程等に基づき審査した上で確定させるものとすること。
- (3) その他町長が必要と認める条件

年 月 日

三木町長 殿

申請者 住所 氏名

地域おこし協力隊活動支援事業補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定のあった 年度地域おこし協力隊活動支援事業補助金について、内容を一部変更する必要があるので、三木町地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 交付決定額 金 円
- 4 変更後の交付申請額 金 円
- 5 添付書類 別添のとおり

様

三木町長 印

地域おこし協力隊活動支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度地域おこし協力隊活動支援事業補助金については、次のとおり変更交付することと決定したので、三木町地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更前の交付決定額 金 円
- 2 変更後の交付決定額 金 円
- 3 交付の条件

交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 三木町補助金等交付規程、三木町地域おこし協力隊設置要綱及び三木町地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱(次号において「交付規程等」という。)の規定に従うこと。
- (2) 補助金の額は、実績報告書その他関係書類を交付規程等に基づき審査した上で確定させるものとすること。
- (3) その他町長が必要と認める条件

年 月 日

三木町長 殿

申請者 住所 氏名

地域おこし協力隊活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった 年度地域おこし協力隊活動支援事業補助金について、次のとおり事業が完了しましたので、三木町地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 実績によって算出した補助金額 金 円
- 3 既に受領した補助金額 金 円
- 4 精算予定額 金 円
- (注)補助対象経費の支払が完了したことを証明する書類の写しその他関係書類を添付すること。

様

三木町長 印

地域おこし協力隊活動支援事業補助金の額の確定通知書

	年	月	日付けで	実績報告のあった		年度地域お	こし協力に	隊活動支	援事業	補助金
の額を	次のとま	3り確定	したので、	三木町地域おこし	協力隊沿	舌動支援事業	補助金交	付要綱第	9条の	規定に
より通	知します	⊢ 。								

- 1 交付確定額 金 円
- 2 実績報告額 金 円
- 3 既に交付した補助金額 金 円
- 4 精算額 金 円

地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付請求書

(アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。)

請求	千	百	+	万	千	百	+	円
金額								

ただし、年度地域おこし協力隊活動支援事業補助金

内訳 (円)

交付確定額	概算払による既払額	請求額
(A)	(B)	(A) - (B)

年 月 日

三木町長 殿

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知のあった地域おこし協力 隊活動支援事業補助金について、三木町地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定 により、上記の金額を請求します。

> 債権者 住所 氏名

	口座					銀行						(支) 店		
支払の 方 法	振替払	預金種目	普通	当座	口座番号									
		(フリガナ) ロ 座 名 義												

地域おこし協力隊活動支援事業補助金概算払請求書

(アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。)

請求金額		千	百	+	万	千	百	+	円
ただし、年度地域おこし協力隊活動支援事業補助金									
		年	月~	,	年	月活	動必要多	分	

内訳 (円)

交付決定額	今回請求額	未払額
(A)	(B)	(A) - (B)

年 月 日

三木町長 殿

年 月 日付け 第 号により補助金の額の交付決定通知のあった地域おこし協力隊活動支援事業補助金について、三木町地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、上記の金額を請求します。

債権者 住所 氏名

	口座		銀行 (支)									
支払の 方 法	振替払	預金種目	普通	当座	口座番号							
		(フリガナ) ロ 座 名 義										

様

三木町長 印

地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度地域おこし協力隊活動支援事業補助金については、三木町地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、 交付決定を取り消します。

記

また、既に交付した補助金がある場合は、その交付額に相当する金額の返還を求めます。

LARI A o Jal I V. Hader A

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金を交付した額 金 円
- 3 返還を命ずる額 金 円
- 4 返還を命ずる理由
- 5 返還の期限 年 月 日
- 6 返還の方法 添付の納入通知書による。